

西予市の人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	43,586	28,460,883	499,966	4,839,585	17.0	20.6

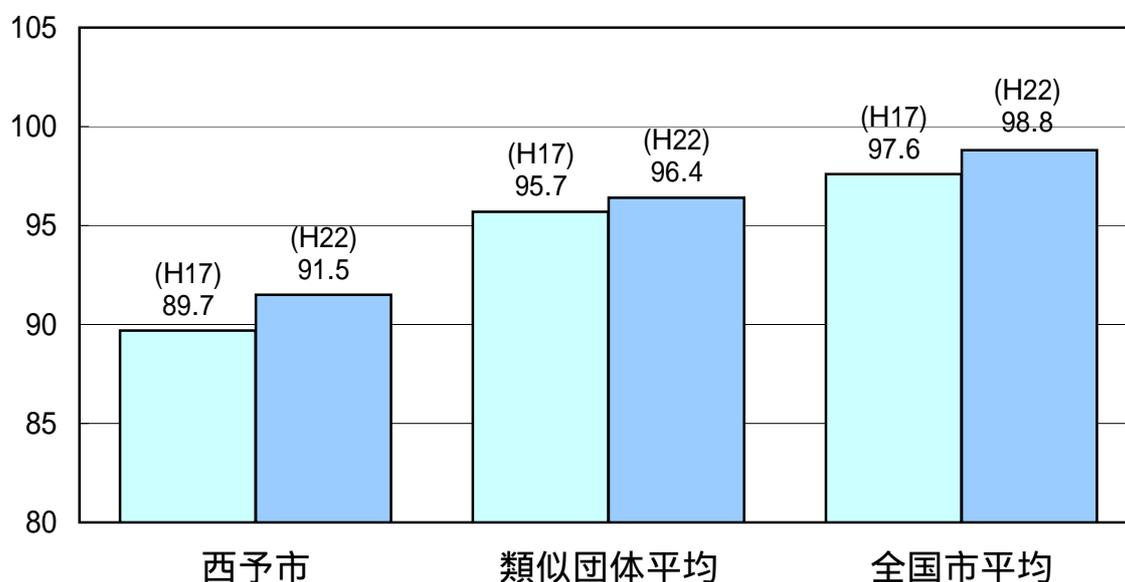
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
21年度	628	2,146,217	313,245	801,609	3,261,071	5,193	5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.19

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月	月	月	月	月	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成22年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	136,183	186,598	223,858	263,026	290,443	321,978	367,774
最高号給の 給料月額	244,747	310,730	358,133	392,179	404,732	426,927	461,074

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西予市	42.1 歳	299,195 円	338,970 円	335,122 円
愛媛県	44.8 歳	357,732 円	452,224 円	392,419 円
国	41.9 歳	325,579 円	395,666 円	
類似団体	43.3 歳	326,813 円	375,935 円	353,294 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西予市	51.5 歳	36 人	245,000 円	261,175 円	256,948 円				
うち清掃職員	49.3 歳	4 人	246,185 円	271,648 円	262,435 円	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円	0.92
うち学校給食員	51.8 歳	13 人	235,834 円	242,642 円	242,642 円	調理士	45.0 歳	226,000 円	1.07
うち用務員	51.2 歳	11 人	265,193 円	280,839 円	280,839 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.31
愛媛県	47.3 歳	444 人	341,414 円	390,226 円	362,220 円				
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	322,291 円					
類似団体	48.6 歳	30 人	306,912 円	330,237 円	319,997 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西予市			
うち清掃職員	4,307,376 円	4,085,100 円	1.05
うち学校給食員	3,908,004 円	3,186,700 円	1.23
うち用務員	4,517,568 円	3,008,200 円	1.50

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		西 予 市	愛 媛 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,940 円	172,940 円	種 181,200 円 種 172,200 円
	高 校 卒	140,702 円	140,702 円	種 140,100 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	137,789 円	- 円
	中 学 卒	- 円	122,122 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

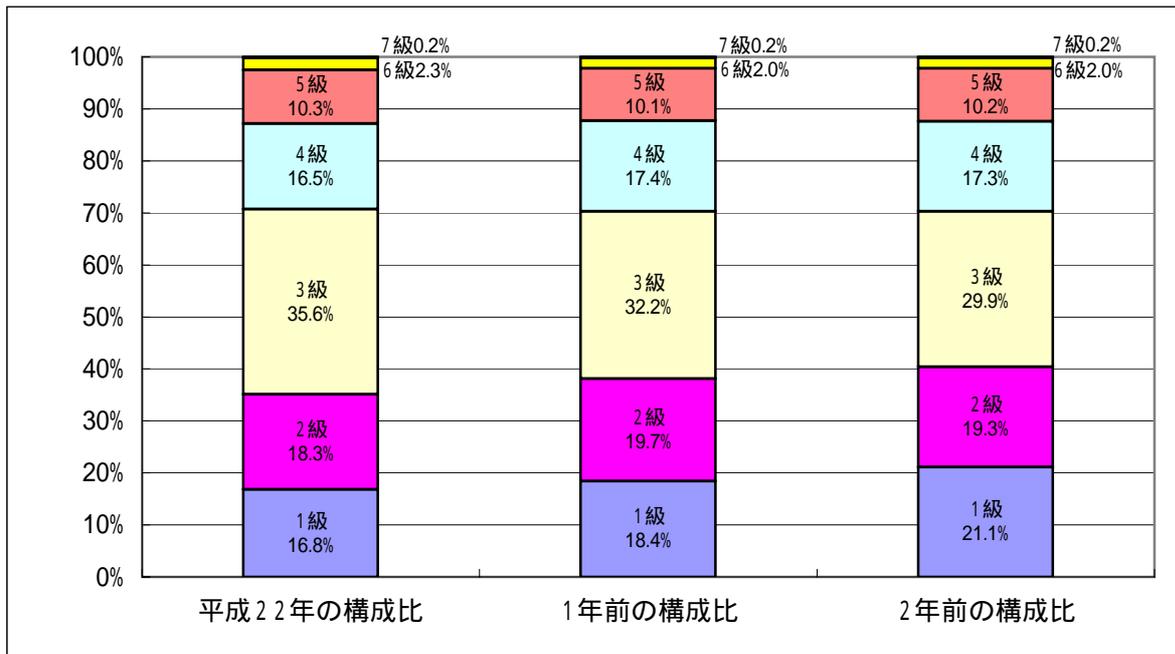
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	236,641 円	286,182 円	327,441 円
	高 校 卒	201,663 円	235,187 円	284,694 円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	73 人	16.8 %
2 級	主査	80 人	18.3 %
3 級	係長、専門員	155 人	35.6 %
4 級	課長補佐	72 人	16.5 %
5 級	課長	45 人	10.3 %
6 級	部長	10 人	2.3 %
7 級	部長(総括部長)	1 人	0.2 %

- (注) 1 西予市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定は未実施(懲戒処分者等を除く)

公平、公正な人事評価制度の確立に向け検討をしている。
 平成21年度人事評価制度の研修実施
 平成22年度人事評価一次試行
 平成23年度人事評価二次試行
 平成24年度人事評価導入

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 予 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,221 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,655 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20 % ・ 管理職加算 20 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20 % ・ 管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、一律支給

公平、公正な人事評価制度の確立に向け検討をしている。
 平成21年度人事評価制度の研修実施
 平成22年度人事評価一次試行
 平成23年度人事評価二次試行
 平成24年度人事評価導入

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

西 予 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(5%~50%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,347 千円	21,432 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		58,237 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		398,883 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		30.1 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症疫病作業等に従事する職員の特殊勤務手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の診療、看護、救護又は感染症菌附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の診療、看護、救護又は感染症菌附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業	日額1,000円
養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当	別表	別表	別表
野犬捕獲及び動物死体処理危険手当	野犬及び畜犬の捕獲業務に従事及び並びに動物(犬・猫・狸・狐)の死体を処理した職員	野犬及び畜犬の捕獲業務に従事及び並びに動物(犬・猫・狸・狐)の死体を処理した職員	1日につき1,200円
処理場勤務手当	東部・西部衛生センター及びクリーンセンターに勤務する職員	ゴミ、塵芥処理業務	月額6,000円
生活保護業務員手当	福祉事務所に勤務する生活保護の現業を行う社会福祉主事及び査察指導員の現業職員	現業(外勤)従事及び査察指導	月額4,000円
診療所に勤務する医師の特殊勤務手当	診療所に勤務する医師	研究	月額100万円を超えない範囲内において、市長が定める額
診療所に勤務する医師の研究手当	院長の職にある者 医長の職にある者 医員の職にある者	医療研究	1月につき当該医師の給料月額100分の70を超えない範囲内において、市長が定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	53,285 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	162 千円
支給実績(21年度決算)	51,143 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	172 千円

(6) その他の手当(平成22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	別表	別表	別表	95,241 千円	219,449 円
住居手当	別表	別表	別表	30,046 千円	158,137 円
通勤手当	別表	別表	別表	38,743 千円	59,422 円
管理職手当	別表	別表	別表	65,960 千円	348,997 円
休日勤務手当				千円	円
産業教育手当				千円	円

6 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等	
給 料	市区町村長	868,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円 / 259,000 円	
	副市町村長	673,200 円	750,000 円 / 249,000 円	
	収入役	- 円	609,000 円 / 596,000 円	
報 酬	議 長	433,600 円	545,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	353,100 円	474,000 円 / 200,000 円	
	議 員	323,100 円	450,000 円 / 180,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(21年度支給割合) 3.10	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合) 3.10	月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の46 給料月額×在職月数×100分の27 -	(1期の手当額) 19,169,856 8,724,672 -	(支給時期) 任期満了時 任期満了時 -
	備 考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

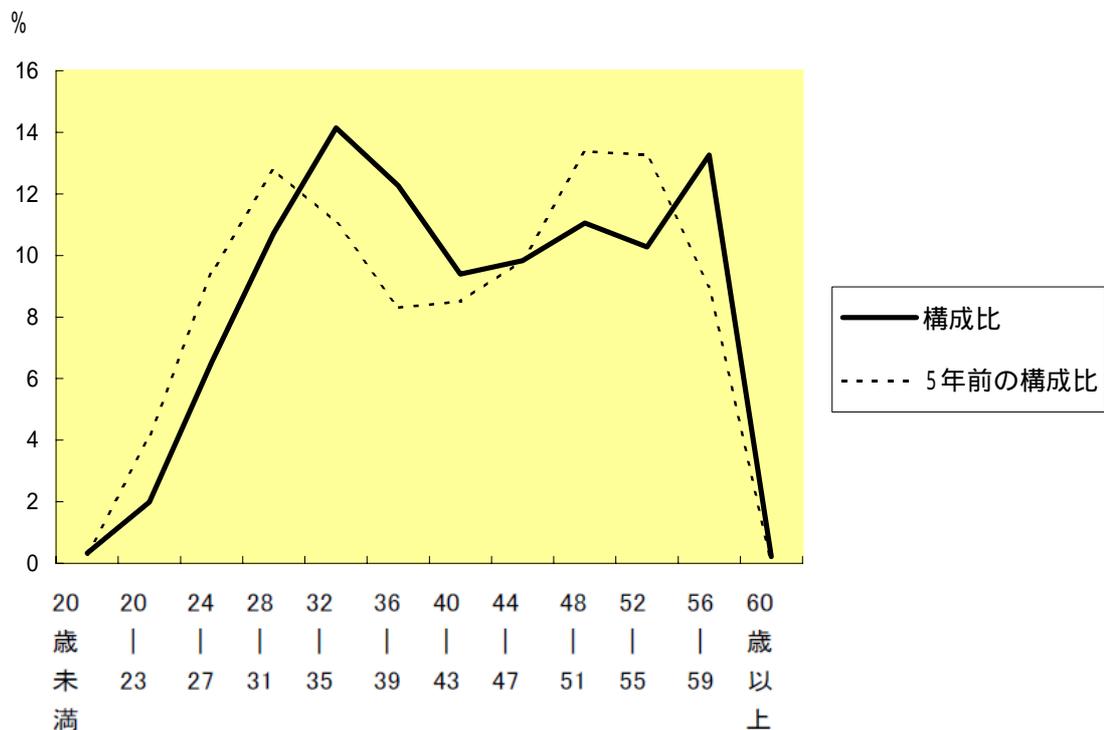
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	6	1	育休取得者補充の重複配置による増 事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小 保育士等の退職者不補充による減 事務の統廃合縮小
		総 務	106	103	3	
		税 務	32	31	1	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	57	54	3	
		商 工	18	16	2	
		土 木	51	48	3	
民 生	121	114	7			
衛 生	53	52	1			
	計	444	425	19	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.05 人)	
	教育部門	122	124	2	育休取得者補充の重複配置による増	
	消防部門	63	63	0		
	小 計	629	612	17	<参考> 人口1万人当たり職員数 140.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 96.06 人)	
公営企業計等部門	小 計	病 院	196	193	3	欠員不補充 事務の統廃合縮小
		水 道	20	20	0	
		交 通	0	0	0	
		下 水 道	12	12	0	
		その他	71	69	2	
合 計	928	906	22	<参考> 人口1万人当たり職員数 207.86 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 3	人 18	人 59	人 97	人 128	人 111	人 85	人 89	人 100	人 93	人 120	人 2	人 905

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		472	483	467	448	444	425	47 10.0 %
教育		137	129	127	126	122	124	13 9.5 %
消防		56	58	60	62	63	63	7 12.5 %
普通会計		665	670	654	636	629	612	53 8.0 %
公営企業等会計		382	350	343	336	299	294	88 23.0 %
総合計		1,047	1,020	997	972	928	906	141 13.5 %

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 研修及び勤務成績の評定の状況

(1)一般研修

階層別研修

新規採用職員、主事・主事補級職員に対し、内部講師、外部講師による研修を実施しました。

専門研修

全職員を対象にクレーム対応研修、法制執務研修を実施しました。所属長にメンタルヘルス研修、係長級以下職員に公務員倫理研修、セキュリティ担当職員にパソコン研修を実施しました。また、管理職員に人事評価にかかる評価者研修を実施しました。

(2)派遣研修

長期派遣研修

広範な専門知識と実務能力等の習得、他の自治体との交流を図るため、愛媛県(2人)と愛媛県後期高齢者医療広域連合(1人)に職員を派遣しました。
また、民間企業等(2人)に職員を長期派遣し、行政視野の拡大と意識改革に努めました。

研修機関への派遣研修

専門的能力の向上と他の自治体との相互啓発を図るため、市町村アカデミーに9人、国際文化アカデミーに4人、日本経営協会に4人、国交省四国地方整備局に5人、愛媛県研修所に40人、愛媛県町村会に3人、愛媛県人権協会に3人、その他の機関に12人の職員を派遣しました。

(3)勤務評定

平成22年度に人事評価制度検討委員会を立ち上げ、目指すべき職員像の実現に向けた人材育成型の評価制度を構築しました。勤務態度や職務能力について、自己評価・評価者面談・一次、二次評価を行い、公平、透明、納得の下で適性配置や昇任昇格に活用します。現在、全職員に対し試行を実施しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業、愛媛県市町村職員互助会などの各種事業の適用を受けています。また、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を行っています。

平成22年度受診者数 人間ドック 369人
(市立病院除く) 定期健康診断 318人

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

愛媛県市町村職員互助会に対して、職員と市が1/2ずつ費用負担しています。

平成22年度負担金額 5,011千円

(3) 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対し、地方公務員災害補償基金が補償を実施しています。

平成22年度認定件数 公務災害 1件
通勤災害 0件

(4) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)別表

職務の種類	職務の内容	支給期間	金額
養護老人ホームの業務に従事する職員	入所者の処遇に直接従事する者(主任介助員)	1箇月	8,000円
	入所者の処遇に直接従事する者(介助員、看護師、生活指導員)	1箇月	5,000円
	入所者の遺体処理に直接従事する者	従事者1人 1回	2,000円

(6) その他の手当(平成22年4月1日現在)別表

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる																										
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 6,500円 ・ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 <p>満15歳に達する日後の最初の年度初めから 満22歳に達する日以降の最初の年度末まで の子1人につき5,000円を加算</p>	同	-																										
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	<p>A 職員の居住する借家・借間</p> <p>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃の月額から12,000円を控除した額 <p>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃の月額から23,000円を控除した額の1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超える時は16,000円)を11,000円に加算した額 <p>B その所有に係る住宅に居住している職員で、世帯主であるもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額2,500円(新築または購入の日から起算して5年間) 	異	持家居住者2,500円(新築購入から5年)																										
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	<p>A 交通機関等の利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃相当額。ただし運賃相当額が45,000円を超える場合は、45,000円にその超える額の1/2(5,000円を限度)を加算した額 <p>B 自動車等の使用者</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用距離が片道5km未満</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>” 5km以上10km未満</td> <td style="text-align: right;">4,100円</td> </tr> <tr> <td>” 10km以上15km未満</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> <tr> <td>” 15km以上20km未満</td> <td style="text-align: right;">8,900円</td> </tr> <tr> <td>” 20km以上25km未満</td> <td style="text-align: right;">11,300円</td> </tr> <tr> <td>” 25km以上30km未満</td> <td style="text-align: right;">13,700円</td> </tr> <tr> <td>” 30km以上35km未満</td> <td style="text-align: right;">16,100円</td> </tr> <tr> <td>” 35km以上40km未満</td> <td style="text-align: right;">18,500円</td> </tr> <tr> <td>” 40km以上45km未満</td> <td style="text-align: right;">20,900円</td> </tr> <tr> <td>” 45km以上50km未満</td> <td style="text-align: right;">21,800円</td> </tr> <tr> <td>” 50km以上55km未満</td> <td style="text-align: right;">22,700円</td> </tr> <tr> <td>” 55km以上60km未満</td> <td style="text-align: right;">23,600円</td> </tr> <tr> <td>” 60km以上</td> <td style="text-align: right;">24,500円</td> </tr> </table>	使用距離が片道5km未満	2,000円	” 5km以上10km未満	4,100円	” 10km以上15km未満	6,500円	” 15km以上20km未満	8,900円	” 20km以上25km未満	11,300円	” 25km以上30km未満	13,700円	” 30km以上35km未満	16,100円	” 35km以上40km未満	18,500円	” 40km以上45km未満	20,900円	” 45km以上50km未満	21,800円	” 50km以上55km未満	22,700円	” 55km以上60km未満	23,600円	” 60km以上	24,500円	同	-
使用距離が片道5km未満	2,000円																													
” 5km以上10km未満	4,100円																													
” 10km以上15km未満	6,500円																													
” 15km以上20km未満	8,900円																													
” 20km以上25km未満	11,300円																													
” 25km以上30km未満	13,700円																													
” 30km以上35km未満	16,100円																													
” 35km以上40km未満	18,500円																													
” 40km以上45km未満	20,900円																													
” 45km以上50km未満	21,800円																													
” 50km以上55km未満	22,700円																													
” 55km以上60km未満	23,600円																													
” 60km以上	24,500円																													

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	市町の事務部局		同	-
		総務企画部長	54,100		
		部長、会計管理者、総合支所長	51,700		
		課長（6級）	47,600		
		本庁課長	45,000		
		課長・養護老人ホーム施設長	41,100		
		主幹	33,300		
		課長補佐・室長・保育園長・保育所長・施設長・館長 補佐・養護老人ホーム施設長補佐・次長・診療所事務長	28,200		
		議会の事務部局			
		事務局長	51,700		
		主幹	33,300		
		事務局次長	28,200		
		教育委員会の事務部局			
		部長	51,700		
		本庁課長	45,000		
		課長	41,100		
		主幹	33,300		
		課長補佐・給食センター所長・館長補佐・指導主事	28,200		
		農業委員会の事務部局			
		事務局長	45,000		
		主幹	33,300		
		事務局次長	28,200		
		消防長の事務部局			
		消防長	51,700		
		課長・支署長・署長・次長	41,100		
		課長補佐・支署長補佐・署長補佐	28,200		
		監査委員の事務部局			
		事務局長	41,100		
		公営企業の事務部局（別に定めのあるものを除く。）			
		公営企業部長	54,100		
		本庁課長	45,000		
課長、つくし苑事務長	41,100				
課長補佐	28,200				